

## 当協議会職員の懲戒処分及び今後の対応について

令和5年(2023年)11月14日、当協議会職員に対して懲戒処分を行いましたので、以下のとおりご報告申し上げます。

この度、このような信頼を損なう事態を招き、心よりお詫び申し上げます。

懲戒処分に付した職員からは、今回の件を真摯に受け止め、再発防止に努めるため、職員の声に耳を傾け、定期的に自身の言動についてセルフチェックを行っていくと聞いております。

当協議会としましても、服務規律を徹底し、再発防止に努め、地域福祉推進に関わるすべての方の信頼回復に向け、役職員一同取り組む所存でございます。

(懲戒処分を受けた者)

職責：事務局長

(処分内容)

減給10分の1(2か月)

(事案の経過)

被懲戒処分者の過去の言動についてはハラスメント行為と評価しうるものが複数確認されたため、懲戒委員会を開催し、懲戒処分相当として上記の処分を行いました。

なお、これらの調査及び処分と並行して、当協議会として更にハラスメント防止対策を講ずるべく、「職場におけるハラスメント防止に関する要綱」及び「職員懲戒処分に関する要綱」を制定し、施行しています。

(再発防止について)

上記のとおり、既に、当協議会としては、今回の件を受け「職場におけるハラスメント防止に関する要綱」及び「職員懲戒処分に関する要綱」を制定いたしました。これに加え、今後、以下の施策を実施及び検討しており、再発防止策を徹底いたします。

- (1) 職場におけるハラスメントの内容の明示と該当行為を禁止すること、行為者に対しては規則等に基づいた厳正な対処を行うことを法人の方針として明確に示し、定期的に文書や会議等で職員に周知徹底します。
- (2) ハラスメント相談窓口を当協議会内に設置し、職員に周知します。相談窓口担当者には専門職による研修を実施します。また、外部相談窓口の設置についても検討します。
- (3) 管理職を対象にした専門職による研修を実施します。
- (4) ハラスメント防止に資するよう必要な業務改善及び職員配置などの組織体制の構築に努めます。また、円滑なコミュニケーションが可能となる組織風土の醸成に努めます。

以上

令和6年1月18日

社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 会長 櫻井 和子